

請願第 1 号

「地方自治体の放送受信契約に公平性を求める意見書」の提出を求める請願

- 1 受理年月日 令和3年2月5日
- 2 請願者 千葉県市川市大洲4-7-4 パークサイド大洲101号
佐直 友樹
- 3 紹介議員 くぼた 学
- 4 請願の要旨

「地方自治体の放送受信契約に公平性を求める意見書」を地方自治法 99 条に基づき、立川市議会として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣に提出することを求める。

5 請願の理由

放送法 64 条 1 項にて「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定められている。この法律は車両に搭載されているカーナビにおいても同様であり事業所の公用車においては設置台数分の受信契約が必要となる(受信規約 2 条 4 項)。

私の居住する千葉県市川市と東京都立川市の消防車両のカーナビによる放送受信契約についての判断に差異が生じており、地方自治体の放送受信契約を全国レベルで見直す必要があると感じ請願書を提出した次第である。

2019 年 9 月の一般質問にて立川市の管理する公用車に設置されているカーナビによる放送受信契約について行政管理部長より答弁があった。

以下、立川市議会会議録より一部抜粋。

◆ 3 番 (くぼた学君) 御答弁ありがとうございます。

消防車や救急車は、現在地を示し、カーナビで目的を設置するのが本来の目的でありまして、NHKを視聴するのが目的ではないのは誰の目から見ても明白でございます。そもそもおかしいのは、運転中にNHKの番組を見るのが目的ではないにもかかわらず、カーナビにまでNHKの受信料を支払えという判決が出ていることでございます。

こうした場合でも、市では今後、NHKとカーナビの受信料支払いを考えているのでしょうか。

○議長 (佐藤寿宏君) 行政管理部長。

◎行政管理部長（田中準也君） 先ほど議員から御紹介がありましたように、最高裁の判決、それから令和元年5月15日、東京地方裁判所の判断がございまして判決が確定しておりますので、カーナビに対するNHKの契約を結ぶ方向で検討しているということでございます。

以上の立川市の行政管理部長の答弁の進捗状況を立川市に確認したところ設置日まで遡及した受信料の支払いを済ませ、今後も受信料の支払いを継続するとの説明を受けた。

一方で私の住む市川市においては消防車両25台の放送受信契約及び受信料の支払いは行われていない。そのことについて2020年9月の一般質問に対し財政部長が答弁をした。

以下、市川市議会2020年9月会議録より一部抜粋。

◦佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

テレビ受信ができないように工事を行う前の未契約のカーナビ25台に関しては支払いの義務がないという御答弁でしたが、放送法64条にて、受信機の設置者には放送受信契約が明確に義務づけられております。市川市の主張している支払いの義務がないという法的根拠をお伺いいたします。

◦松永修巳議長 金子財政部長。

◦金子 明財政部長 私より御答弁させていただきます。

公用車における放送受信契約につきましては、平成29年12月の最高裁判所におけるNHK受信契約制度の合憲性についての判決結果を受け、昨年10月にテレビ受信機能の有無について調査を実施したところでございます。その結果、消防局が所管する一部の車両におきまして、放送受信機能を有する可能性のある車両が存在していたため、調査を実施した時点で視聴の確認が取れた3台の車両について改めてNHKとの受信契約を取り交わし、納車時より遡及して受信料を納付いたしました。そのほかのテレビ視聴の確認が取れなかった車両につきましては、放送受信契約は行わなかったところでございます。このことは、現時点におきまして放送受信機能を有していない車両につきましては、今後放送受信契約を締結する必要はないことの確認は取れているものの、過去の契約につきましては、公金を支出するという観点から慎重に取り扱う必要があると考え、実際に視聴の確認が取れたものについてのみ契約を取り交わしたものでございます。以上でございます。

◦松永修巳議長 佐直議員。

◦佐直友樹議員 御答弁ありがとうございます。支払いの義務がないという法的根拠をお伺いしたのですが、納得いく答弁をいただけなくて残念に思います。

カーナビでの放送受信契約ですが、一般市民の場合はテレビの受信の確認をしていなくても契約を求められます。場合によっては恐怖心を与えるような強要に近い形で契約をさせられたという市民の声もいただいております。恐らく消防署にそう

いったNHKの訪問員が来ていないのかなと思います。一般市民の放送受信契約義務と市川市の放送受信契約義務では、法令の遵守という意味では全く重みが違うものと考えております。まずは、NHKや総務省に確認を取って、意見の相違があれば司法の判断を仰ぐべきだと考えています。市川市は法令違反をしているかもしれないといった疑いを生じさせないように早急な対応をお願いいたします。こちらは要望とさせていただきます。引き続き話し合いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上の市川市の財政部長の答弁の通り、テレビ受信の確認を取っていないカーナビ(テレビ受信機能付き)25 台に関しては公金の支出は慎重に取り扱うとし、今も尚、未契約、未払いの状態である(2021年2/2現在)。テレビ受信の確認をしていない受信機は放送受信契約義務がないといった判例等、法的根拠となるものを示すことや、NHKと総務省へ見解を求めることもない市川市の対応は法令の遵守を強く求められる立場として相応しくない態度であると感じる一方、立川市及び立川市議会においては公金の支出という市民への負担を承知の上で法令の遵守に重きをおいた決断をした。このことについては地方自治体としての決断に敬服した次第である。

以上の事例を踏まえると国民全体が等しく享受されるべき公共放送という観点で考えれば地方自治体ごとに放送法 64 条による放送受信契約義務の有無の判断に差異が生じている現状を放置し続けるようなことはあってはならない。無論、立川市としても受信料の支払いは立川市だけが行えば良いといった考え方はお持ちではないと察している。

国会及び政府においては直ちに全国、市区町村の管理する受信機(公用車、公共施設、学校等)の放送受信契約状況の調査、把握の上、放送受信契約の有無の判断の統一化を目的としたガイドラインの策定や法改正等、不公平の生じない措置を講じるよう意見書の提出を要望する。